

健 保 ニ ュ ー ス



●長崎県・眼鏡橋

不透明ながら明るい年に

組合員の皆様、明けましておめでとうございます。将来は、明るい方がよい。自分の今後が予測できる時代であって欲しい。毎年新年を迎えて、私たちの誰しもが願うことですが、現実はどうでしょうか。デフレ・景気低迷による収入の減少・ゼロ金利・

少子高齢化・リストラ・産業空洞化・犯罪の低年齢化・外国人犯罪の増加・犯罪検挙率の激減・テロ・自殺者の増加・企業の国際競争力の低下・生活習慣病の増加等々……毎日、気が重くなるようなニュースが続いています。明るい話題は、ノーベル賞の三年連続の受賞等、わずかしかなかった。

一方社会保障制度は、雇用保険料率が現在の一・七五％から、近い将来には一昨年の一・五五％の約二倍近くの料率に、給料は六〇八割を五割にする答申が予定されています。

また医療費の本人負担は、五年間で一割→二割→平成十五年度からは三割と、三倍になります。賞与等の見通しが不透明なのに、総報酬制の導入です。収入は減少・負担は増大と、個人ばかりにしわ寄せがきています。

私たちの健康保険組合にとって重要な医療改革において、今回の法改正は、負担と給付の公平、あるいは「三方一両損」が改革の理念とされています。痛みが伴うのはやむを得ないとしても、痛みに耐えて何がもたらされるのか明らかではありません。

日本は、年金・介護とともに、医療にも社会保障方式を基軸とした制度が作られています。特に医療の分野で健康保険組合は、ほとんど国庫負担に頼らず、自主的な経営を懸命な努力で行っています。このような保険主義が、今後とも医療保険制度の中核として維持されるように、強く訴える必要があります。社会保険方式が存続されるのかどうか医療改革のポイントではないでしょうか。

「保険者機能の強化」など、健保組合にも宿題がたくさんあります。

不透明な時代だからこそ、自主・自立・自律の考えで行動すれば、道は拓かれるのではないのでしょうか。自己の責任のもと、今年こそ明るい年にしたいものです。

よく読んで
ください

私達の健康保険が変わります。

今年四月施行分について

昨年七月二六日の参院本会議で医療制度改革法案が可決成立しました。難産の末にようやく成立した法案でした。その中で私達の健康保険にも多くの変更がありました。その変更事項も昨年十月施行と今年四月施行とに分かれています。前回の健保ニュースでは、昨年十月施行分を中心に解説しましたが、本号では今年四月施行分を解説します。

① 医療費自己負担が 二割から三割へ

マスコミでは「サラリーマン本人の自己負担が二割から三割に」と大きく報道されています。しかし、この表現は正確ではありません。現在は、本人の負担が二割、家族の負担が通院三割・入院二割で、これがすべて三割負担になるのです。これによって、職域保険である健康保険や共済組合等と、地域保険である国民健康保険が、すべて三割負担に統一されます。

ただし、三割負担になるのは三歳～六九歳の人です。昨年十月に施行した三歳未満の乳幼児の二割負担と、七〇歳以上の高齢者の一割（収入によって二割）負担は、そのままです。

なお、当組合には独自の付加給付制度があり、一カ月の自己負担額が二万円を超えたら、超えた額を払い戻すのは、従来どおりです。

② 通院での薬剤別途 一部負担を廃止

通院で診察を受けて薬を処方されたとき、薬剤費は医療費と同率の自己負担のほかに、薬の種類によって別途一部負担をプラスして払っています。この別途一部負担金が廃止となります。

③ 継続療養制度を廃止

勤めていた会社を退職しても、退職時に治療中の病気が初診日から五年間、は会社を籍中の健康保険で治療を受けられます。この制度はまだ国民皆保険ではなかったころ、退職によって無保険状態になる人を救済する目的でつくられました。昭和三〇年代に皆保険が実現しましたが、職域保険と地域保険で自己負担に差があったため、激変緩和措置として現在まで続いていた制度です。今般三割負担に統一することにより、この制度は使命を終えて、廃止となります。

④ 保険料徴収が 総報酬制に （賞与等からも保険料を徴収）

保険料の徴収が、現在の月収ベースから年収ベースに変更になります。平たく言うと、月々の給与のほかに、賞与等からも保険料を徴収することです。年俸制を導入する企業も増え、現在の月収ベースでは、保険料負担に不公平が生じています。これを年収ベースでの保険料徴収に正して、負担の公平を図るものです。

賞与等も給与と同じ保険料率で計算した保険料を徴収します。ということは、今の保険料率（当組合は健康保険一〇〇〇分の八・二、介護保険一〇〇〇分の八・四）のままでは、皆さんの負担が過大になってしまいます。したがって、今の保険料率を適正な率に下げることがあります。適正料率については、二月に予定している組合会で決定します。

なお、厚生年金も同時に総報酬制になります。

⑤ 標準報酬月額 の算定を 一月前倒し

皆さんが払う保険料はそれぞれの給与額に応じて計算します。その給与は、毎月の残業等により変動するので、計

⑥ 任意継続被保険者の 特例（最長五年）を廃止

会社を退職しても、その会社の健康保険に任意で加入することができます。この制度は、再就職までのつなぎとして設けられたものです。加入期間は二年間と決まっていますが、特例として五五歳以降に退職した人は六〇歳まで（最長五年間）加入することができます。今般この特例が廃止となります。この制度ができた当時は五五歳定年が一般的な時代でしたが、近年六〇歳定年が定着したことにより、この特例も必要性が薄くなったものです。



ウォーキング運動

「プラス一〇〇〇歩作戦Ⅲ」終了

三年目を迎えた「プラス一〇〇〇歩作戦」は、十・十一月の二カ月間の実施期間を終了しました。毎年参加している方はあらためて、今年度初めて参加した方は思った以上に、体調がよくなったことを実感したことでしょう。また、自然を感じ、風景を眺めながら歩くことの楽しさも味わってもらったことと思います。

三年間の状況

この三年間の参加者・平均歩数等を簡単にまとめてみましょう。

参加者数・報告者数はどちらも下がっています。一年目は参加者全員に万歩計を配ったことがインパクトとなって多くの人が参加してくれました。二年目・三年目は、この運動そのものが落ち着いてきた結果ともいえるでしょう。

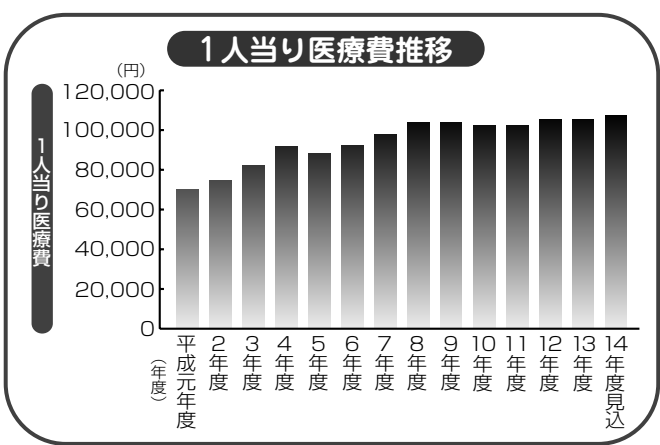
	参加者	報告者	平均歩数	
と（平成12年度）	1,296名	906名	男 9,198歩	女 7,565歩
□（平成13年度）	899名	610名	男 9,972歩	女 8,570歩
、（平成14年度）	743名	574名	男 9,953歩	女 8,315歩

参考（健康日本21の目標）	男 9,200歩	女 8,300歩
---------------	----------	----------

平均歩数は、一年目こそ「健康日本21」の目標値を下回りましたが、二年目・三年目は大きく上回りました。「プラス一〇〇〇歩」の意識が浸透してきたものと思われる。

医療費への影響は

当健保組合では、平成五年度から七年度までの三年間、ウォーキング運動「いきいきウォーク」を実施しました。このときの三年間は当組合の医療費上昇カーブが鈍化する傾向が表れました。今回の三年間はどうかだったでしょうか。グラフをご覧ください。



一人当り医療費はほぼ横ばいで推移しています。ということは、「いきいきウォーク」よりも、さらに「プラス一〇〇〇歩作戦」は効果があった(？)。

雨中の「昭和記念公園ポイントラリー」

「プラス一〇〇〇歩作戦Ⅲ」の一年環として、去る十月二十六日(土)昭和記念公園にて「ポイントラリー大会」を行いました。これは前年実施して好評だったので、今回も皆さんに楽しんでもらうと企画したものです。ところが……

当日は早朝から、今にも雨が降りそうな空模様。健保組合事務所には中止か決行かを問い合わせる電話が次々にかかってくる。判断に迷う状況でしたが、ひとまず決行としました。しかし、午前八時過ぎに強い雨が降り始め、この時点で実施は無理と判断しました。

すでに決行と応えてしまった方もいるので、事務局も現地に向かい、来ていただいた方には、予定を短縮した形で「ポイントラリー」を行ってもらいました。当初の予定では七五組・二七二名の参加でしたが、それでも三六組・一〇七名の方が来てくれました。

でも、よく見るとウォーキング運動を中断していた平成八・十一年度の四年間も横ばいで推移しています。この中断期間は、総合的健康増進運動「ヘルスアップ」を実施していたときでした。

国民医療費は毎年上昇し続けていますので、横ばいとは削減に等しい現象です。当組合の「いきいきウォーク」「ヘルスアップ」「プラス一〇〇〇歩作戦」と続けた一連の運動が皆さんの健康度を高め、医療費削減につながったといったら手前味噌でしょうか。

来年度の取り組み

三年間実施した「プラス一〇〇〇歩作戦」は、今年度をもって一旦終了します。この運動に参加された組合員の皆様に感謝申し上げます。今後は、皆さんそれぞれで恒常的健康づくりとして「ウォーキング」を継続してくださるようお願いいたします。

来年度は、「健康日本21」をさらに具現化するために、総合的な健康づくり運動に取り組んでいく予定です。

思えば前回は十一月下旬だったのに小春日和の絶好の天気。今回は気象条件の良い時期、コスモスのきれいな時期を選んだのに、今回の運を前回で使い果たしてしまったのかもしれません。



被扶養者再認定を
実施します

今般、被扶養者の再認定を実施いたします。

再認定とは健康保険被保険者証（通称「保険証」）に記載されているご家族が、扶養の認定基準に合致しているかどうかをあらためて調査することです。前回までの調査ではご家族全員について調査を実施していましたが、今回は税法上の扶養家族（給与所得者の扶養控除等（異動）申告書）に記載された扶養家族は、調査対象から除いて行うことにいたします。これは、税法上の扶養家族の方が、健康保険の被扶養者よりも収入条件が厳しいので、税法上の扶養家族は健康保険の被扶養者の条件を満たしているとの判断によります。

このためには、税法上の扶養家族が最新のものに更新される年末調整の終了直後が、調査時期として最も適切です。

よって、今般の再認定は二月中旬に予定しております。

調査にあたっては、扶養をしている現況を確認するため、課税証明書、在学証明書、年金支払通知書、所得証明書等を提出していただくことになります。

お手数をおかけしますが、よろしくご協力をお願いいたします。



歯科健康診断を実施

隔年に実施している歯科健診を東京三会場、地方四会場で実施し、九七七名の方が健診を受けました。結果は次のとおりです。

東京地区分

異常なし

要経過観察

要受診

要治療

要補綴歯

歯周疾患

要精密検査

要レントゲン検査

要歯石除去

二一七名

四三三名

七七名

一名

三三名

二一七名

二一七名

二一七名

二一七名

二一七名

二一七名

二一七名

二一七名

二一七名

二一七名

二一七名

二一七名

二一七名

二一七名

二一七名

二一七名

二一七名

二一七名

二一七名

二一七名

二一七名

二一七名

二一七名

二一七名

二一七名



治療が必要な方が三五％、歯石除去が必要な方は二六％でした。歯科疾患は初期には自覚症状がないものも多く、症状が出てきたからの治療は日数、治療費ともにも多くかかってしまいます。健診で指摘された方は必ず受診し、治療を受けましょう。



医療費控除が受けられます

皆様のご家庭で、平成十四年中（平成十四年一月～十二月）に、自分自身や家族のために支払った医療費の総額が一〇万円を超えた場合は、一定額の所得控除を受けることができます。これを「医療費控除」といいます。

1 医療費控除を受けるためには

今年は二月十七日（月）～三月十四日（金）の間に、最寄りの税務署で確定申告をします。（医療費控除の申告は一月から受け付けています）

2 確定申告に必要なもの

- ① 医療費の領収書及び費用明細のわかるもの
- ② 給与の源泉徴収票
- ③ 貯金通帳の口座番号の控え・印鑑

なお、健保組合から補填された金額がある場合は医療費から差し引きます。（毎月配布している「医療費のお知らせ」をご覧ください。）詳しいことはお近くの税務署へお問い合わせください。

婦人科検診実施中

昨年からは始めた婦人科検診（乳がん、子宮がん）は成人病健診対象外の女性社員を対象に現在各医療機関で実施中です。婦人科領域のがんは早期発見がしやすく、早期治療により治癒しやすいものです。

今年度の申込者は三二二人中一三四人でした。昨年の申込率は三五％で、今年は四二％でしたので、若年者にとっても関心が増えつつあると考えられます。

田中係長に感謝状

当組合の職員である田中明美（係長）に、去る十一月十八日、東京社会保険事務局長から感謝状が贈呈されました。

この感謝状は、多年にわたり社会保険業務に貢献した人に贈られるもので、田中係長は当組合に二〇年勤続し、その間の功績を感謝状として報いたものです。田中係長は看護師の資格を持ち、その経験を生かして、健康診断をはじめとした保健事業に携わってこられました。今後のより一層の活躍を期待します。



組合の現勢（平成14年11月末）

一般保険

- 被保険者数 3,163名
(男子2,705名 女子458名)
- 被扶養者数 3,761名
(男子1,164名 女子2,597名)
- 平均標準報酬月額 437,466円
- 被保険者平均年齢 42.10歳
(男子43.31歳 女子34.97歳)

介護保険

- 該当被保険者数 1,642名
(男子1,516名 女子126名)
- 該当被扶養者数 984名
(男子0名 女子984名)
- 平均標準報酬月額 537,423円

編集後記

- ◆健康保険法改正の中で、マスコミ等では「自己負担2割から3割」が強調されています。でも、事務局がいちばん頭を悩ませているのは「総報酬制」の方です。これに伴う事務処理の変更をスムーズに行うため、ただいま奮闘中です。
- ◆10月26日の昭和記念公園ポイントラリー。準備は完璧、あとはお天気だけという状態だったのに。開始直前に降り始めた雨は、終了予定時刻ごろになって降り止みました。結局、その時間帯だけ降っていたのです。雨男（女）は誰だ。（事務局）